

## ○山梨県警察職員の分限の取扱いに関する訓令

〔平成15年12月15日  
本部訓令第15号〕

[沿革] 平成16年3月本部訓令第8号

平成28年3月本部訓令第7号

### (趣旨)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和27年山梨県条例第7号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、職員の分限の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 警察本部長（以下「本部長」という。）が任命した者をいう。
- (2) 分限処分 法第28条第1項又は第2項の規定に基づき、職員をその意に反して降任し、免職し、若しくは休職する処分又は条例第2条から第4条までの規定に基づき、職員をその意に反して降給する処分をいう。

### (所属長の責務)

第3条 所属長は、所属の職員が法第28条第1項第1号から第3号まで若しくは同条第2項各号又は条例第3条各号若しくは第4条の規定のいずれかに該当し、分限処分に付する必要があると認めるときは、分限処分申立書（第1号様式）に身上調査書（第2号様式）及び次に掲げるもの（以下「身上調査書等」という。）を添えて、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して本部長に申し立てなければならない。

- (1) 分限処分に付する必要があると認める職員（以下「被申立人」という。）の聴取書又は上申書。ただし、被申立人が供述又は上申書の提出を拒んだときは事実調査書
- (2) 関係人の聴取書又は答申書
- (3) 調査した事実が法第28条第1項第1号若しくは第3号又は条例第3条第1号若しくは第3号若しくは第4条の規定に該当すると認められる場合は、勤務実績に係る書類
- (4) 調査した事実が法第28条第1項第2号若しくは同条第2項第1号又は条例第3

条第2号の規定に該当すると認められる場合は、本部長の指定する医師2人の診断書

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類

(警務課長の責務)

第4条 警務課長は、分限処分に付する必要があると認めるときは、分限処分申立書に身上調査書等を添えて、本部長に申し立てなければならない。

(委員会の設置)

第5条 職員の分限処分に関する審査を行うため、警察本部に山梨県警察職員分限審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織等)

第6条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長が議事を主宰する。

2 委員長は、警務部長をもって充てる。

3 委員は、各部室長（警務部長を除く。）、首席監察官、警察学校長及び警務課長をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

(審査の要求)

第8条 本部長は、第3条又は第4条の規定による申立てを受けた場合において、必要があると認めるときは、分限審査要求書（第3号様式）により直ちに委員会に当該事案の審査を要求するものとする。

(審査の通知)

第9条 委員長は、前条の規定により審査の要求を受けたときは、速やかに、その旨を分限審査通知書（第4号様式）により被申立人に通知するものとする。ただし、被申立人の所在が明らかでないときは、この限りでない。

(審査の方法)

第10条 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、被申立人が口頭審査を要求した場合又は委員会が必要と認めた場合は、口頭審査によることができる。

2 委員会の審査は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 委員会の審査は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところ

による。

(口頭審査等の要求)

第11条 被申立人は、分限審査通知書を受けた場合において、口頭審査、証拠の提出又は証人の尋問(以下「口頭審査等」という。)を要求するときは、口頭審査等要求書(第5号様式)を委員長に提出するものとする。

2 被申立人が、分限審査通知書の受け取りを拒否し、又は分限審査通知書を受け取った日の翌日から起算して7日以内に前項の規定による手続をしないときは、口頭審査等の要求をしないものとみなす。

(口頭審査等の開催通知等)

第12条 委員長は、前条第1項に規定する要求を受けたとき又は口頭審査等が必要と認めるときは、委員会開催日の7日前までに、被申立人に対し、委員会の日時及び場所を口頭審査等通知書(第6号様式)により通知しなければならない。ただし、被申立人の所在が明らかでないときは、この限りでない。

2 被申立人が相当な理由なく委員会に出席しないときは、書面審査に代えることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係人を委員会の口頭審査に出席させることができる。

(除斥)

第13条 委員長及び委員は、自己又はその親族に対する分限処分に関する審査に関与することができない。

(委員会の勧告)

第14条 委員長は、審査の結果を分限処分勧告書(第7号様式)により本部長に勧告しなければならない。

(分限処分の手続)

第15条 本部長は、前条の規定による勧告を受け分限処分を行う場合は、当該職員に対し、人事記録に関する規則(昭和28年山梨県人事委員会規則第6号)第4条に規定する発令通知書及び分限処分説明書(第8号様式)を交付しなければならない。

(復職の手続)

第16条 所属長は、職員の休職の事由が消滅したと認めるときは、復職申立書(第9号様式)に事実を認定するに足りる書類を添えて、本部長に申立てをしなければならない。

2 本部長は、前項の規定による申立てを受けた場合において、当該職員を復職させても支障がないと認めるときは、速やかに復職を命ずるものとする。

(補則)

第17条 この訓令に定めるもののほか、職員の分限の取扱いに関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月25日本部訓令第8号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月10日本部訓令第7号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

様式 略

